

令和3年4月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

資 料 目 次

ア	令和3年2月定例議会市政に対する質問（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
イ	令和3年2月定例議会提出議案・議決結果（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・	18
ウ	久喜市立小・中学校学区等審議会の答申について・・・・・・・・	19
エ	久喜市立江面小学校の設置に係る検討結果について・・・・・・・・	20
	（別添報告書は別冊）	
オ	久喜市公共施設個別施設計画の策定について・・・・・・・・	別冊
カ	久喜市教育委員会表彰について・・・・・・・・	21
キ	久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について・・・・・・・・	23
ク	久喜市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・	24

ア 令和3年2月定例議会市政に対する質問（教育委員会関係）について

発言番号 1-3	通告第 7 号	平間 益美 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

2 市立小・中学校大規模改造基本方針におけるトイレ洋式化について

《質問の要旨》

昨年6月に小学校・中学校の大規模改造を必要とする優先順位が示され、今後の具体的計画が検討されていると考える。今後の3か年のトイレ洋式化について、取り組みが予定されている小学校、中学校と、工事内容について伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対してご答弁申し上げます。

小・中学校の大規模改造につきましては、今年度、三箇小学校及び太東中学校において、トイレの洋式化を中心とした工事を進めてきたところでございます。

令和3年度は、栗橋小学校、鷺宮東中学校、菖蒲中学校及び太東中学校を予定しているところでございます。

栗橋小学校及び鷺宮東中学校につきましては、次年度以降の工事に向けた工事設計業務を実施いたします。

菖蒲中学校につきましては、菖蒲南中学校との統合に伴い、学校の施設の整備充実を図るため、トイレ改修、建具改修及び照明LED化等の工事を実施いたします。

また、太東中学校につきましては、第2期工事として、外壁改修、建具改修及び教室ロッカー改修の工事を実施いたします。

令和4年度は、栗橋小学校及び鷺宮東中学校のトイレ改修、屋上防水改修及び照明LED化等の工事を実施してまいりたいと考えております。

令和5年度は、校舎のトイレ洋式化率、施設の劣化状況や各地区のバランスなどを総合的に判断しながら、実施してまいりたいと考えております。

発言番号 1-6	通告第 11 号	井上 忠昭 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

5 発達障害のある子どもたちが安心して過ごせるように

《質問の要旨》

- (1) 発達障害がある幼児や児童生徒といっても、置かれた状況や事情はそれぞれに違っている。それをどう把握し対応しているか。その子にあった対応になるために、どのような対応がなされるべきか。
- (2) 保護者にお伺いすると、その学校に行っているからこそ遠慮があつて言えないこともあるようである。保護者の声を聞いたり、文書で目にしたりする機会があつたが、意外に学校

側とのすれ違いがあるようで、もっとコミュニケーションが必要に感じる。これにはどのように対応できるのか。

- (3) 学校（学校の相談員の方も含む）と、児童生徒が通う民間のスクール（放課後等デイサービス・フリースクール等）との連携や情報交換ができる関係はこれまでどれくらいまで築かれているのか。また学校、行政の担当課、保健センターなど公同士、また先のスクールや医療関係など必要に応じて連携が必要な機関との情報交換や情報共有についてはどうか。
- (4) 発達障害などの障がいを持った子どもたちへの差別やいじめをどのように把握しているのか。その対応はどうしているのか。また、そこまで行かなくても、友達や教員の普段の心ない言葉や態度が、児童生徒を大きく傷つけていることがあることがわかる。これについてはどうか。教員に関しては、学校現場で今以上の研修や指導が必要なのではないか。

【答弁原稿】

大項目5のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

発達障害のある幼児の把握や対応については、各保健センターが行っておりますが、小学校就学前の未就学児については、就学時健康診断の際に発達検査を行います。その結果、二次検査の必要な子どもについて、個別に再度検査を行います。

二次検査後は教育委員会において、該当児童の状況を見ながら保護者との就学相談を行い、小学校入学後に、一人ひとりの障がいや困り感の状況に寄り添った支援ができるよう、学校に情報を提供しております。

また、保健センターや子ども未来課及び各総合支所の児童福祉係から、就学時期に合わせて教育委員会に情報提供のありました児童については、保護者と就学相談を行い、小学校に情報をつないでおります。

発達障害のある児童生徒の把握や対応については、学校が保護者からの申し出や相談を受け、一人ひとりの状況にあった合理的配慮が提供できるよう、「個別の教育支援計画等」を作成し、保護者の同意を得た上で対応しております。

一人ひとりの障がいの程度や状況は異なりますので、それぞれに合った支援を、学校が保護者と一緒に考えていくことが重要だと認識しております。

次に、(2)でございます。

一人ひとりの児童生徒を理解するには、面談等を通して、支援をする教職員が、保護者の願いをしっかりと受け止め、支援していくことが大切です。

学校では特別支援教育についての全体計画や指導計画を作成し、指導方針や指導方法を検討し、指導を行っております。しかし、障がいのある児童生徒や保護者の願いと齟齬を生じていることも考えられますので、今後も、保護者と十分に情報交換・情報共有・コミュニケーションを行うよう、校長会や教職員の研修会を通して指導してまいります。

次に、(3)でございます。

民間のフリースクールとの連携については、学校が情報提供をしていただき、必要に応じて情報交換を行ったり、訪問をしたりすることもあります。

放課後等デイサービスとの会議や情報交換は、所管する障がい者福祉課が担当しておりますの

で、必要な情報は障がい者福祉課が学校に情報提供し、対応しております。

また、学校や市長部局の担当課、医療機関、教育委員会などの連携については、必要に応じ案件ごとの支援会議等を行い、情報交換や情報共有を行っております。

次に、(4)でございます。

発達障害のある子どもたちに対するいじめや差別の把握については、日ごろからの教職員の見守りや定期的なアンケート、保護者との面談、相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの情報交換等から把握し、早期発見、早期指導、早期解決に努めております。

また、道徳や特別活動等での福祉教育や人権教育の中で、障がいのある子や友達も含めて人との接し方等について学習しております。

近年、経験の少ない若い教員が多くなりましたので、教職員の何気ない日頃の言動から、児童生徒の心を傷つけてしまうことがないように改めて指導し、これまで以上に研修を充実させてまいります。

発言番号 2-1	通告第 3 号	平沢 健一郎 議員
----------	---------	-----------

《質問事項》

1 健康づくりと食育の推進について

《質問の要旨》

(5) 小中学校における食育の取り組みだが、学校側は栄養士を中心に積極的に取り組んでいると感じている。しかし、食育に与えられた授業時間数では、児童生徒に十分な時間を確保しておらず、食育を体系的におしえていくのに無理があるのではないかと感じている。教育委員会では、学校現場での食育授業にどのような認識を持っているか。

【答弁原稿】

大項目1の(5)のご質問に対してご答弁申し上げます。

小・中学校における食育は、学校給食を「生きた教材」として活用するだけでなく、学習指導要領「総則」に規定されているように、学級活動、各教科、道徳科や総合的な学習の時間など、様々な教科等を関連させつつ、学校教育活動全体で行うこととされています。

具体的には、体育科における保健学習、家庭科における調理や栄養、学級活動における食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成、社会科における我が国の農業や水産業における食糧生産、理科における生物と環境の関わり、生活科における家庭生活に関わる活動や植物を育てる活動等で食育の観点を踏まえた学習を行っております。

児童生徒が食に関する知識や能力等を発達の段階に応じて身に付けることができるよう、学校では各教科等における食に関する指導を継続的に行いつつ、教科横断的な指導として関連づけて実施しております。また、学校ファームを活用しての野菜や米の栽培、JA・生産農家等と連携した学習など、各学校の特色を生かした取組も食育の一環としておりますので、食に関する指導時間に不足はないものと考えております。

《質問事項》

2 市民が身近に感じる「新学校給食センター」

《質問の要旨》

- (1) 新学校給食センターの調理・配送・配膳業務を受託した株式会社東洋食品の人員配置は、いつ決定するのか。
- (2) 新学校給食センターの稼働前に地域の方を招待し、見学会を開催するのか。また、給食展・試食会などは行うのか。
- (3) 子どもの昼夜の栄養バランスを考えた時、買い物先などで給食の献立をスマートフォンでチェックできるアプリを導入すべきと思うが如何か。
- (4) 電気自動車の配送車をラッピングし、市内を走行することで、スポンサーからの広告収入が得られると考えるが如何か。
- (5) 新学校給食センターにおいて子ども達が給食に対しワクワクするような取り組みを考えることも必要だと思うが如何か。

【答弁原稿】

大項目 2のご質問に対して、順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

株式会社東洋食品に確認したところ、新学校給食センターの人員の配置計画は、調理員87人、配送員17人、配膳員69人、ボイラー責任者1人、合計174人と決定しており、現在、社員の配属やパートタイマーの採用等準備を進めている、とのことでございます。

次に、(2)でございます。

新学校給食センターは、令和3年7月末に新築工事が完了する予定でございます。

新築工事が完了しましたら、地域の方々に施設を見学していただく機会を設けてまいりたいと考えております。

また、新学校給食センター稼働後、学校給食の提供が軌道にのりましたら、保護者や市民の皆様を対象に、給食の試食だけではなく施設の見学、地場産農産物や食物アレルギー対応の取り組みの紹介なども含めた学校給食体験イベントを開催してまいりたいと考えております。

次に、(3)でございます。

スマートフォンやタブレット端末を活用し、お子さんが通う学校の給食の献立確認、その日の給食との栄養バランスが考慮された夕食の献立の自動配信、また、検索が行えるサービスがあることを確認しております。

このサービスにつきましては、既に導入している自治体がありますことから、今後、内容の詳細について、調査・研究を行ってまいります。

次に、(4)でございます。

埼玉県屋外広告物条例では、官公署や学校などの敷地において、屋外広告物を掲出することは、自家広告物などの例外を除き、禁止されております。

そのため、新学校給食センターの配送車両に広告を掲示し、学校に給食を配送することは、で

きないものと認識しております。

次に、(5)でございます。

ご質問の「おはなし給食」や「図書給食」につきましては、献立が統一されることでより取り組みやすくなり、「食」と「本」の関連付けによる相乗効果が期待できますことから、実施に向けて検討を進めてまいります。

また、新学校給食センターには、施設の2階に展示ホールや見学通路を設置いたします。例えば、これらと学校の教室をオンラインでつなぎ、リアルタイムで調理現場の様子を中継することや栄養士との質疑応答を行うなど、子どもたちの学校給食への関心が高まるよう、工夫を凝らしながら学校給食の充実に取り組んでまいります。

発言番号 2-3

通告第 4 号

大橋 きよみ 議員

《質問事項》

3 子どもたちにメディア・ネットのリテラシー教育を

メディア・リテラシー、ネット・リテラシーとはメディアやネットからの情報を見極める能力。情報化社会で生活する子どもたちも、受信した事柄を自らの力で判断する教育が重要だと考え、以下伺う。

《質問の要旨》

- (1) 現在久喜市の小学校では、メディア・リテラシーについて、どのような教育がされているか伺う。
- (2) 小学生の段階で身につけるべき力だと考えるが如何か。
- (3) 現在、久喜市が使用している光村図書出版(株)の小学校5年の教科書に掲載されている教材「想像力のスイッチを入れよう」は情報を適切に受け止めるための「想像力の働かせ方」を教えている。解説動画もあり分かりやすい。このような解説動画がある教材などは久喜市ではどのように活用しているのか伺う。
- (4) 「想像力のスイッチを入れよう」の授業の際、情報との関わり方として保護者にアンケートを実施した近隣自治体があり、情報との関わり方に保護者もよくわからず戸惑っているとの声が寄せられたそうだ。親子で共有しながら学んでいくことがインフォデミックを起こさせない事に繋がると考えるが如何か。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

令和2年度から全面実施された小学校学習指導要領では、情報活用能力、情報リテラシーが言語能力や問題発見・解決能力とともに「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられました。

本市では、GIGAスクール構想の推進と合わせ、各小学校では、コンピュータや情報通信ネットワークを適切に活用した学習活動や各種の統計資料、新聞、視聴覚教材の適切な活用を図るとともに、メディア・リテラシーについても情報モラル教育の一環として取り組んでいます。

情報を伝えるメディアが新聞などの活字からテレビなどの放送メディア、さらにはインターネ

ットへと多様化し、日々、見聞きする情報は膨大になっています。誰もが自由に情報を発信・閲覧できる現代社会において、真実と異なる情報や違法性のある情報も含まれることがあります。本市の小学校では、このようにあふれる情報の中から必要かつ適切な情報を取り出し活用したりするための「メディア・リテラシー」を身につける教育を進めています。

次に（２）でございます。

小学校では、情報に関する学習を行う際、探究的な学習に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりする学習を発達段階に応じ体系的に実施することにより「メディア・リテラシー」を身に付けています。

例えば、国語では、全学年において情報の取扱についての学習が実施されております。インターネットを活用した調べ学習は、２年生の生活科や３年生の社会科の学習の中でも扱われ、５年生の理科では、より具体的にその情報に対する真偽や権利についての留意点等を学習し、社会科でも、情報活用のルールやマナー・活用の仕方について学習をしています。

社会に氾濫する膨大な情報に、主体的に向き合い、批判的思考を働かせ、必要な情報を取り出し、活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑戦していけるよう今後も情報活用能力の育成を図ってまいります。

次に（３）でございます。

小学校「国語」教科書に掲載されている「想像力のスイッチを入れよう」は、メディアからの情報の受け取り手として、情報に踊らされることなく、情報への疑問を想像しながら接することの大切さを教えています。不確かな情報に振り回され、いたずらに不安がったり、混乱したりすることのないよう、情報への適切な接し方を小学生の時期に学べる教材です。

本教材の出版社では、自社のホームページに授業で活用する児童用動画とメディア・リテラシーを教える際の留意点を解説した指導者用動画を公開しています。近年、このような教材としての動画資料などのデジタルコンテンツが充実してきており、出版社のホームページのほか、デジタル教科書に埋め込まれているものもございます。

本市では、現在デジタル教科書の整備を進めていますので、学習の理解を深めるため、出版社のホームページと併せてデジタル教科書の動画資料を活用してまいります。

次に（４）でございます。

デジタル化、グローバル化が進む今日、ネット上で噂やデマも含めて大量の情報が社会に影響を及ぼす現象であるインフォデミックに適切に対応するためにもメディア・リテラシーの学習は重要であります。学校では、発達段階に応じ、様々な教科・領域の授業の中で情報モラル教育を実施していますが、今、世界が未曾有の危機に陥っている新型コロナウイルスに関する情報などは拡散しやすく誤った情報も多くインフォデミックのおそれがありますが、これに巻き込まれないためには保護者や家族とともに、情報モラルを学びメディア・リテラシーを身につけることは必要なことと考えます。

今後、校長会やPTA関係の会議等において情報への接し方、受け止め方を親子等で共に学ぶ機会の重要性についてお伝えするとともに、取組事例についても情報提供できるよう準備をしてまいります。

《質問事項》

1 市立中央幼稚園の今後のビジョン

《質問の要旨》

- (2) 保護者への説明をどのように考えているのか伺う。
- (3) 計画(案)の中央幼稚園の施設劣化度評価に対する考えを伺う。
- (4) 将来の未就学児の人口推計から見た、市の考える幼稚園の在り方を伺う。
- (5) 中央幼稚園の集約化・除却の時期を10年程度猶予すべきと考えるが、どうか。

【答弁原稿】

大項目1のうち、(2)から(5)のご質問に対して、順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(2)でございます。

公共施設個別施設計画が策定されましたら、保護者への説明会等の場を設けさせていただき、丁寧に説明してまいりたいと考えております。

次に、(3)でございます。

公共施設個別施設計画(案)における中央幼稚園の劣化度評価につきましては、延べ12項目のうち9項目がA評価で「概ね良好」、残り3項目がB評価で「部分的に劣化」となっております。

建築後45年が経過している施設でございますが、耐震改修等の施設の維持管理を適切に行ってきたことにより、このような結果になったものと考えております。

次に、(4)でございます。

令和2年3月に策定された「第2期久喜市子ども・子育て支援事業計画」における令和6年の未就学児の見込み数は、令和2年の人数と比較しますと、約10.5パーセントの減となっております。

また、昨今の中央幼稚園の園児数は概ね横ばいであり、定員160人に対して、令和2年5月1日現在で88人となっております。

このようなことを踏まえ、公共施設の適正化に向けた基本方針に基づいて市全体で取り組むうえで、中央幼稚園につきましては、第1期中において、統廃合による機能の集約化を検討する案としております。

次に、(5)でございます。

公共施設個別施設計画が策定され、その実施段階となりましたら、保護者のご意見を伺いながら、集約化及び除却について検討してまいりたいと考えております。

《質問事項》

1 地域社会で文化財を承継し、保存・活用を図っていくべき

《質問の要旨》

文化財の保存・活用にあたっての諸課題、専門人材の育成・配置、総合的な計画策定、デジタル化について問う。

- (1) 地域的・歴史的に重要な所産である文化財は、指定・未指定によらず広く保護していく必要がある。文化財の把握、調査、指定、保存、修理、公開、活用、人材（担い手）育成について、教育委員会の課題認識を伺う。
- (2) 無住の寺社における文化財の滅失・散逸・毀損を防ぐための管理体制について、教育委員会の課題認識を伺う。
- (3) 文化財所有者が負担する文化財保護のための資金調達について、教育委員会の課題認識を伺う。
- (4) 学芸員などの専門人材の育成及び配置について、教育委員会の現状認識を伺う。
- (5) 文化財保護法改正により策定できるようになった文化財保存活用地域計画について、今後の対応方針など教育委員会の見解を伺う。
- (6) 地方教育行政法改正により文化財保護事務を教育委員会から首長部局へ移管することができるようになったことについて、教育委員会の所見を伺う。
- (7) デジタル化による文化財の公開・活用の方向性について、教育委員会の見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して、順次、ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

まず、合併前の旧1市3町で調査をした文化財の分野が異なっていたことから、現状で地区ごとに把握できている文化財情報に違いがあり、市全体として、統一的な把握ができていない、という課題がございます。

次に、市が受贈した古文書（こもんじょ）や民俗資料などのほか、市が発掘調査を実施し、所有する考古資料などについて、分散管理で保存しているという現状がございます。

今後、これらの資料を適切に保存しながら、公開や活用を進めていくためには、集中管理が可能な収蔵スペースの確保が、必要であると認識しております。

また、少子高齢化や都市化などの社会状況の変化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大により、新しい生活様式への転換を求められておりますことから、神楽・獅子舞・山車行事などの、無形民俗文化財に関する技術の継承が、懸念されるところでございます。

人材育成に関しましては、若手職員への専門知識の継承について、課題として認識しているところでございます。

未指定文化財の調査に関しましては、毎年、文化財保護審議委員の皆様と協議をし、少しずつ継続して進めてまいりましたが、今年度はコロナ禍の影響もあり、年度当初に思い描いたような調査は、実施できていない状況でございます。

次に、(2)でございます。

文化財保護法の趣旨からすれば、個人や地域の方々が所蔵している未指定の文化財を把握していく必要がある一方で、同法では、適切な管理を行う主体は、所有者や地域の方々であることも規定しております。

そのため、所有者や地域の方々を主体とする文化財の管理体制づくりなどについて、今後、調

査・検討していく必要があるものと認識しております。

次に、(3)でございます。

文化財の維持管理や修理につきましては、指定文化財補助金の交付などを行っておりますが、文化財の種別によっては、多額の経費を要することから、所有者の方にとって負担となっている例があることも、認識しているところでございます。

これらの負担を軽減するため、財団法人などから文化財への支援に関する情報が寄せられた場合には、所有者の方に、その都度、ご案内を行っているところでございます。

その結果、実際に助成を受けて活用された事例もございます。

また、日本各地の近年の事例といたしましては、所有者がクラウドファンディングなどを活用して、維持管理や修理の経費にあてるなどの例も出てきております。

今後、これらの制度の活用を希望する所有者の方から相談があった場合には、先進地事例などを紹介しながら、一緒に考えてまいります。

次に、(4)でございます。

現在、専門職員として、学芸員を文化財保護課に4名、郷土資料館に2名、あわせて6名を配置しているところでございます。

また、文化財調査委員につきましては、調査ごとに外部の専門家を委嘱し、調査を行っているところでございます。

文化財保護行政を進めるなかで、学芸員の存在は欠かせないと考えておりますことから、継続的に必要な人数を配置していくとともに、市の歴史等の情報発信の拠点である郷土資料館につきましては、今後も学芸員の配置に努めてまいりたいと考えております。

人材育成につきましては、OJTのほか、国や県が主催する研修や、県内の自治体や博物館で構成する協議会などに可能な限り積極的に参加することで最新の情報を入手し、業務に活かしていくよう、努めているところでございます。

次に、(5)でございます。

人材面・財政面・実務面など、非常に大きな課題はございますが、地域社会が総がかりとなって文化財の保存と活用を図っていくための「文化財保存活用地域計画」の策定は、現在、本市の文化財保護行政が抱えている諸課題の解決に資するものと考えております。

今後は、先進自治体の具体的な事例等も参考にして、「文化財保存活用地域計画」の策定について、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、(6)でございます。

文化財についての理解を深めていただき、郷土に対する愛着心を醸成していくためには、学校教育や社会教育と一体となって、今後も継続的に文化財保護行政を進めていくことが大切であると考えております。

また、文化財保護行政は、国や県との連携も非常に大切な分野であり、国では文部科学省の外局である文化庁が、県では教育委員会文化資源課が、それぞれ所管しております。

これらを総合的に判断いたしますと、現状では、引き続き教育委員会で行うことが妥当であると、考えているところでございます。

次に、(7)でございます。

現在、図書館事業の中で構築をすすめているデジタルアーカイブにつきましては、本市が所有

する資料等を核にして、本市の様々な歴史資産をデジタルデータに変換し、それをネット上で公開していくという試みで、今年度が初年度でございます。

今年度は、市指定文化財で栗橋の関所番士に係る「島田家文書（もんじょ）」を、3月までに公開する予定でございます。

来年度以降は、図書館の指定管理者と協議をしながら、数を増やしてまいりたいと考えているところでございます。

また、近年、文化財保護課で編集している文化財刊行物につきましては、デジタルデータでの公開を前提にして、作成しているところでございます。

今後も、デジタル化による文化財の公開や活用について調査・研究をすすめ、デジタル化の特徴を生かしながら、多くの方が、本市の文化財に触れることができる機会を増やしてまいりたいと考えております。

発言番号 2-5	通告第19号	新井 兼 議員
----------	--------	---------

《質問事項》

2 医療的ケア児とご家族の負担や不安を解消する支援策を推進すべき

《質問の要旨》

(7) 市内の幼稚園、小・中学校における医療的ケア児の在籍状況及び医療的ケアの対応状況について伺う。

(8) 医療的ケアのうち特定行為以外の医行為は、認定された教員等も実施することはできず、ご家族の付添いが必要となる。医療的ケアのための看護師配置事業の活用による体制整備について、教育委員会の見解を伺う。

【答弁原稿】

次に、(7)でございます。

令和2年度につきましては、教育委員会所管の公立幼稚園、小・中学校につきまして、保護者が医療的ケアを要望する園児・児童生徒はございません。

令和3年度につきましては、市内中学校に、保護者が医療的ケアを要望する生徒の入学が予定されております。教育委員会といたしましては、生徒が健康で安全かつ安心して学習できるよう、看護師資格を有する教育活動看護支援員を学校に配置できるよう予算措置を行い、環境を整える準備を進めております。

医療的ケアの実施につきましては、「埼玉県立特別支援学校医療的ケア実施ガイドライン」を参考にしながら、該当生徒の主治医の指示書、保護者の申請書をもとに、教育活動看護支援員が医療的ケア実施計画を作成し、その内容について主治医の確認のもと、安全に医療的ケアを実施できるようにしてまいります。

次に(8)でございます。

看護師資格を持つ、教育活動看護支援員を配置できないと、吸入の実施の判断や導尿の実施等特定行為以外の医療行為を実施するためには、ご家族の付添いが必須となり、ご家族の負担は大変大きいものであると認識しております。

「医療的ケアのための看護師配置事業」につきましては、埼玉県教育委員会に確認したところ、今後、令和3年度の事業利用の希望の有無について埼玉県から市町村へ通知が発出され、国の審査を経て、8月頃に補助金の交付について決定されると伺っております。

教育委員会といたしましては、「医療的ケアのための看護師配置事業」については、事業の内容、申請の条件等を確認し、県を通して、国に申請したいと考えております。

発言番号 3-1	通告第 8 号	渡辺 昌代 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

3 中央幼稚園を集約化し、なくすことは止めるべき

《質問の要旨》

- (1) 中央幼稚園の方向性と取り組み時期の案では、2022年に募集を停止し2025年には集約・除去とあるが、今年秋の募集からなくなると言うことか。計画について説明を求める。
- (2) なぜ中央幼稚園が集約されるのか。無くしてはならない幼稚園と考えるがいかかか。
- (3) 公立幼稚園がこれまで果たしてきた役割、意義をどう捉えているのか。中央幼稚園の良さを理解し、存続を願う保護者やOBの方に背をむけるような決定をすべきではないがいかかか。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

公共施設個別施設計画(案)における2022年度「募集停止」とは、2023年度の3歳児の受け入れを行わないというものでございます。

次に、(2)でございます。

公立幼稚園で行う幼児教育の内容につきましては、子育て世帯からの評価をいただき、一定のニーズがあるものと認識しております。

その一方で、中央幼稚園につきましては、定員160人に対して、令和2年5月1日現在の園児数は88人となっております。

このようなことを踏まえ、公共施設の適正化に向けた基本方針に基づいて市全体で取り組むうえで、中央幼稚園につきましては、第1期中において、統廃合による機能の集約化を検討する案としております。

次に、(3)でございます。

本市におきましては、公共施設の保有量が同規模自治体より多くなっている状況を踏まえ、公共施設の適正化を図り、将来的な維持管理コストの改善を図る必要があると考えております。

こうした中、幼稚園は、公立・私立を問わず、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な場であり、中央幼稚園で行う教育につきましても、これまで保護者の皆様から一定の評価をいただいていたところでございます。

したがって、先日の丹野議員の再質問に市長が答弁いたしましたように、中央幼稚園の今

後の対応につきましては、公立幼稚園のあり方の検討も含め、時期などにつきまして、保護者の方や市民の皆様の声を伺う中で、具体的に検討してまいりたいと考えております。

発言番号 3-3	通告第18号	川辺 美信 議員
----------	--------	----------

《質問事項》

4 中央幼稚園及び中央保育園分園を地域の幼児教育（保育）の拠点として存続を

《質問の要旨》

1月15日に開催された第5回久喜市公共施設個別施設計画検討委員会が出された「久喜市公共施設個別施設計画」（案）のP74に、中央幼稚園と中央保育園分園は2022年に募集停止と記されています。公共施設個別施設計画は、今後、パブリックコメント等を経て慎重に議論される上で決定されるものと思われませんが、2022年募集停止と書かれていることに多くの保護者や園児、市民の皆さんが不安を抱いています。

2021年に入園を予定している子どもと保護者から見れば、最後の園児となり一年ごとに園児数が減ることで幼児教育に不安を感じますし、2023年廃止となれば、兄弟姉妹も同じ幼稚園に通わせたいと考えている保護者からは、子どもの教育（保育）方針そのものの見直しが迫られます。中央幼稚園及び中央保育園分園の幼児教育（保育）は、市民からの信頼が厚く存続に向けての要望も強く、市長にもそういった声が届いているものと思います。

市民の声に十分耳を傾け、幼児教育（保育）の要でもある中央幼稚園及び中央保育園分園の存続を求めますが、市長の考えをお伺いします。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対してご答弁申し上げます。

今後の公共施設については、将来の人口動向や財政状況等を踏まえ、将来の世代に負担を先送りせず、持続可能な行政運営を行うべく、公共施設の総量管理を徹底し、規律ある行政運営を行う必要があると考えております。

今回の個別施設計画の策定にあたっては、この計画が将来に向けた長期の計画であることから、総量管理の徹底に軸足を置いて策定を行ってきたところでございます。

一方で、まさに、現在、公共施設をご利用いただいている方々も多くおり、そのような現在の方々のご意見や要望も大切な市民の声であり、行政運営の判断は、将来に向けてすべきことと現在の方々の要望とのバランスを取る必要があるものと考えております。

今後、各公共施設の所管ごとに、事業の進行についてスケジュール等を検討していくこととなりますが、その際には、市民の皆様の声を十分に聴きながら、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

中央幼稚園の今後の対応につきましては、公立幼稚園のあり方の検討も含め、時期などにつきまして、保護者の方や市民の皆様の声を伺う中で、具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、中央保育園分園につきましては、同園の保育士を他の公立保育園に配置することが、待機児童対策や、支援を要する児童に対する加配保育士の適正配置に資するものと考えられるため、

廃止する方向で検討しているところでございます。

発言番号 3-5	通告第 20 号	川内 鴻輝 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

1 市民のスポーツ実施率向上について

《質問の要旨》

- (1) 久喜市スポーツ推進計画が終了年度を迎えるにあたり、令和4年度以降に新たな計画を作成する意思はあるのか。作成していく場合、健幸・スポーツ都市宣言を出した久喜市として、今の時点でどのようなビジョンを描いているのか。
- (2) 来年度がスポーツ推進計画の最終年度であるが、スポーツ実施率を現在の水準から65%に引き上げるために、具体的にどのような取り組みをされるのか。達成のためのアプローチ方法について伺う。
- (3) インスタグラムアカウント「くきスポ!」については、頻繁に投稿している様子を拝見しているが、他にも市内運動場の紹介、スポーツに関する様々な知識の発信（各競技の正しいフォーム、栄養学など）も提案したいが、今後どのような形で運用していくのか伺う。
- (4) より拡散力を向上させるためにスポーツに特化した Twitter アカウントや YouTube チャンネルも作成してはいかがか。
- (5) 広報誌やスポーツ情報を発信する SNS にて、市内スポーツ団体の紹介をすることにより、市民間のスポーツ交流を促してはいかがか。またその際、スポーツ団体の活動の雰囲気分かるように体験ルポとしてショート動画を流してはいかがか。
- (6) 時期によっては屋外でトレーニングすることが難しい方もいることから、屋内で運動に取り組みややすい環境を整えるよう久喜市のスポーツ施策に反映してはいかがか。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

現在のスポーツ推進計画は、令和3年度までが計画期間となっておりますことから、令和4年度から8年度までの5年間を計画期間とした、第2期久喜市スポーツ推進計画を策定する予定でございます。

第2期計画では、健幸・スポーツ都市宣言の趣旨を踏まえ、すべての市民の方が「する」、「みる」、「ささえる」を通して、パラスポーツを含めた何らかのスポーツに関わり、スポーツに親しみながら健康づくりを目指すための取り組みを、さらに進めていく内容とすることを、考えております。

ソフト・ハードの両面からスポーツをする環境の整備を図るため、全庁を挙げてこれまで以上に取り組んでいくとともに、市民の皆さんの参画や、民間企業との連携を図り、身近にスポーツと触れあうことのできるまちづくりを進めてまいりたい、と考えております。

次に、(2)でございます。

スポーツ実施率の向上にあたっては、現在スポーツをしている方に加え、スポーツに関心がな

い方や、興味があっても始めるきっかけがない方々に、スポーツ・運動に接する機会を持っていただくことが重要と考えております。

これらの方々を対象に、新たな魅力あるイベントを実施していくほか、動画やSNSを通じて効果的な情報提供を随時行うことで行動変容を促し、実施率の向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、(3)でございます。

「くきスポ!」では、Instagramの特性を活かして、アクセスする方がスポーツに興味を持っていただけるような情報を、こまめに掲載しているところでございます。

今後につきましては、ご提案の内容も踏まえ、様々な題材を取り上げ、新鮮味を保ちながら積極的に運用し、フォロワー数を増やしてまいりたい、と考えております。

次に、(4)でございます。

SNSは、強力な情報拡散力があるTwitterや、詳細な情報を継続して伝えることができるYouTubeなど様々な手段があり、それぞれの特徴により使い分け、効果的に情報発信することは大変有効な手法であると考えております。

先ほど申し上げましたとおり、まずはInstagramの魅力を高める取り組みを進め、充実させてまいりたい、と考えております。

次に、(5)でございます。

ご提案の内容につきましては、健幸・スポーツ都市宣言を市民の皆さんとともに取り組む観点から、非常に有効であると考えております。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、団体等の取材活動を差し控えておりますが、状況が落ち着きましたら取材を再開してまいります。

次に、(6)でございます。

外出自粛や在宅勤務などを余儀なくされる方が多い現状から、屋内での運動への関心は、以前より高まっているものと考えております。

このようなニーズに対応し、これまで動画やズームを活用した屋内でできる運動の機会を設けてきたところであり、今後さらに推し進めてまいりたいと考えております。

発言番号 4-1	通告第 9 号	貴志 信智 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

1 久喜市生涯学習人材バンクの活用を進めるべき

《質問の要旨》

- (1) 200名の登録情報を「中分類」ごとにシートを分けて一覧を作成すべきではないか。また一定の情報量を保つように改善を図るべきと考える。
- (2) 一度登録した個人・団体の情報の「更新」はどのように行っているのか。登録者に1年に1度は登録内容の更新について確認するべきである。
- (3) 人材バンクの登録に「放課後子ども教室」への協力の可否を確認する項目を設けるのはいかがか。また、人材バンクの登録情報をゆうゆうプラザに周知するべきと考える。
- (4) 人材バンクへの新規登録を増やすよう広報に努めるべきと考える。また、登録申請が「持

参」と「郵送」に限定されているが「メール」も認めるべきである。

- (5) 部署の壁を越えて市民活動団体と連携し、「学校や放課後子ども教室への協力可否」が加われば、人材バンクを補完することが出来る。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対してご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

貴志議員ご指摘のとおり、人文・社会科学、自然科学等、分類ごとに分けたシートとすることにより、利用者が求める人材を簡単に探せることから、今後改善してまいります。

また、人材バンクの登録者によっては、申請時に内容や対象などの項目が未記入の方もおりますので、そのような方には個別に確認し、情報の充実に努めてまいります。

次に(2)でございます。

人材バンクの登録期間につきましては2年間となっておりますが、今後は1年ごとの更新について検討してまいります。

次に(3)でございます。

人材バンク登録申請書の中に、放課後子ども教室への協力の可否の項目を追加し、登録台帳に反映させてまいります。

あわせて、各放課後子ども教室に対して登録台帳の周知をしてまいります。

次に(4)でございます。

人材バンクの新規登録者につきましては、随時募集をしておりますので、今後は市ホームページの記載内容を工夫して、登録者の確保に努めてまいります。

また、市ホームページにメールでの受付の表記がございませんでしたので、追記したところでございます。

次に(5)でございます。

市民活動団体に対しまして、人材バンク制度の周知を図るとともに、市民活動団体の登録情報に、放課後子ども教室への協力の可否の項目を追加していただくよう、関係部署と協議してまいります。

発言番号 4-1	通告第 9 号	貴志 信智 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

- 6 公共施設予約システムの利便性向上を速やかに行うべき

《質問の要旨》

公共施設予約システムでインターネットからの当日予約ができないか

【答弁原稿】

次に、大項目6のご質問に対してご答弁申し上げます。

公共施設予約システムにおける当日予約につきましては、全ての公民館及び菖蒲コミュニティセンターを除くコミュニティセンターにおきまして、令和3年4月1日から、公共施設予約シス

テムで当日予約が可能となるよう準備を進めているところでございます。

発言番号 4-3

通告第 15 号

園部 茂雄 議員

《質問事項》

1 学校・幼稚園・保育園の保護者間の連絡手段のデジタル化を推進すべき

《質問の要旨》

- (1) 現在の学校・幼稚園・保育園の保護者間の緊急連絡や行事・たより等、対応状況を伺う。
- (2) コロナ禍で教職員の負担増が発生していると思うが、教職員の時間外勤務「月80時間以上」の現状を伺う。
- (3) 今後の保護者間デジタル化について、学校・幼稚園・保育園それぞれの考えを伺う。
- (4) 保護者間との押印の見直し状況を伺う。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに(1)でございます。小・中学校については、学校から保護者への連絡につきましては、主に、保護者に登録いただいたメールアドレスに、学校から一斉送信を行う「連絡メールサービス」を利用しております。一方、保護者から学校への連絡につきましては、現状では、大半が電話や連絡帳等を利用しております。また、行事や学校だより等の情報発信につきましては、紙ベースでの配布と併せて、学校ホームページに掲載しております。この度のGIGAスクール構想によりまして、最近ではオンライン上の仮想教室 Google Classroom を利用して、連絡したり情報発信したりしている学校が増えてきております。

幼稚園につきましては、学校と同様にメールの一斉送信により保護者へ連絡しております。

一方、保護者から幼稚園への連絡につきましては、電話を利用させていただいております。

また、園だよりや行事のお知らせ等については、紙での配布と併せて、各幼稚園のホームページに掲載しております。

次に(2)でございます。

休日を含めた時間外在校時間が「月80時間以上」の教職員の割合は、直近の3ヶ月では、小学校で令和2年11月は4.3パーセント、令和2年12月は5.1パーセント、令和3年1月は1.3パーセントです。

中学校で、11月は14.8パーセント、

12月は17.2パーセント、1月は3.0パーセントです。

前年度同時期と比較しても、ほぼ同じ推移をたどっております。

次に(3)でございます。

小・中学校では、Google社の提供する教育向け統合型アプリケーションである「G suite for education」を導入しており、現在、各種 Google ツールを組み合わせることで校務を自動化・効率化するシステムを開発しております。その一つに、保護者の方がスマートフォン等から簡単に欠席や遅刻の連絡を入力、送信できる仕組みもございます。保護者の方から送信された内容は、教室で朝の健康観察を行う際には、自動で教員のタブレットに反映されておりますので、電話を受けた職

員が担任に伝達する、といった業務もなくなります。この校務システムは、令和3年度から段階的に導入していく予定でございます。

幼稚園では、保護者からの連絡手段としては、現状では電話のみとなっているところでございます。

今後は、文部科学省が発出した通知に基づき、デジタル化の推進について調査研究してまいります。

次に（４）でございます。

小・中学校では、これまで保健関係の書類や各種申込書など、保護者に押印いただいていたものが数多くございました。すでに現在、各学校で見直しを進めておりまして、校外学習や教育相談の申込みについて、押印を廃止し Google フォームを利用してオンラインで提出いただくように変更した例もございます。また、先ほどの校務自動化システムの中には、書類の提出も含めた保護者と学校の効率的なコミュニケーションツールも準備しているところでございます。

幼稚園では、「預かり保育申込書」等の様式で押印をいただいております。このうち、可能なものについては、現在、廃止の準備を進めているところでございます。

発言番号 4-3	通告第 15 号	園部茂雄議員
----------	----------	--------

《質問事項》

2 電子市役所の実現に向けて市民のICT活用を推進すべき

《質問の要旨》

(2) ガラケー携帯（3G対応）のサービスが2022～2026年で順次終了し、よりスマホ時代に突入する。既に出前講座でもスマホ教室を実施していると思うが、公民館事業や出前講座の実施状況を伺う。

【答弁原稿】

大項目2のうち、(2)のご質問についてご答弁申し上げます。

公民館では、スマートフォンの機能や操作を学ぶことを目的に、平成26年度から毎年度スマホ教室を実施しております。

令和元年度は、栗橋公民館で1講座を開催し、20人の参加がございました。令和2年度につきましては、栗橋公民館及び鷺宮公民館で各1講座の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防のため中止としたところでございます。

「初めてのスマートフォン教室」の出前講座につきましては、令和元年度は1件の依頼がありましたが、令和2年度につきましては、現時点ではございません。

イ 令和3年2月定例議会提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

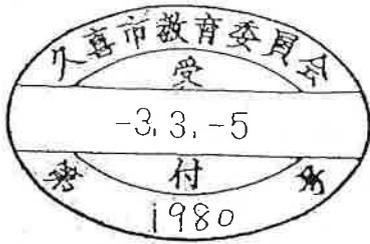
久喜市議会				教育委員会 審議等状況
議案番号	件名	上段：上程年月日 下段：議決年月日	議決結果	
議案 第2号	令和2年度久喜市一般会計補正予算（第10号）について	令和3年2月8日 令和3年3月17日	可決	令和3年2月定例会 教育長報告イ
議案 第9号	令和3年度久喜市一般会計予算について	令和3年2月8日 令和3年3月17日	可決	令和3年1月定例会 議案第1号
議案 第26号	久喜市立学校設置条例の一部を改正する条例	令和3年2月8日 令和3年3月17日	可決	令和2年12月定例会 議案第69号
議案 第28号	財産の取得について（久喜市立小・中学校大型提示装置）	令和3年2月8日 令和3年3月17日	可決	令和3年1月定例会 議案第2号
議案 第40号	令和2年度久喜市一般会計補正予算（第12号）について	令和3年3月17日 令和3年3月30日	可決	令和3年3月定例会 教育長報告ウ
議案 第41号	令和3年度久喜市一般会計補正予算（第1号）について	令和3年3月17日 令和3年3月30日	可決	令和3年3月定例会 教育長報告エ

久喜市教育委員会教育長及び委員の任命について

久喜市議会				任期・期間等
議案番号	件名	上段：上程年月日 下段：議決年月日	議決結果	
議案 第42号	久喜市教育委員会教育長の任命について	令和3年3月17日 令和3年3月17日	同意	柿沼光夫（再任） 任期 3年 〔令和3年4月1日～ 令和6年3月31日〕
議案 第43号	久喜市教育委員会委員の任命について	令和3年3月17日 令和3年3月17日	同意	諸橋美津子（再任） 任期 4年 〔令和3年5月21日～ 令和7年5月20日〕

※上記は、市長部局所管案件（人事課）のため教育委員会への議案等の提出はありません。

ウ 久喜市立小・中学校学区等審議会の答申について



久学審第11号
令和3年3月5日

久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫 様

久喜市立小・中学校学区等審議会
会長 西崎 道



久喜市立上内小学校の休校措置等について（答申）

令和3年3月5日付け久教学第1876号において諮問のあった標記の件について慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申します。

記

久喜市立上内小学校では、小規模校の特性を生かした教育活動を実践していますが、同校の保護者からの要望書にも示されているように、多様な教育活動が実践しにくく、人間関係が固定化されやすいほか、学校行事等の実施にあたっては、児童数の減少により多くの制約が生じるなど、学校運営における課題が顕在化しています。

子どもたちの将来を見据えますと、より多くの子どもたちと触れ合うことを通して、多様な人間関係を築き、切磋琢磨しながら成長できる教育環境が望ましく、早急に教育環境の改善を図る必要があると考えます。

つきましては、上記の目的を実現するための緊急的な対応として、久喜市立上内小学校を令和4年（2022年）4月から休校とし、上内小学校区の児童が鷺宮小学校に通学できるよう対応することが望ましいと考えます。

附帯意見

休校措置の実施にあたっては、関係学校の保護者や地域住民の意見に十分配慮しながら、多様な教育活動の実践によって子どもたちの教育環境の充実を図るほか、子どもたちの交流機会や通学時の安全性を確保するよう要望します。

また、上内小学校の統廃合等の検討については、今後を見据えた望ましい学校のあり方を引き続き検討する必要があると考えます。

エ 久喜市立江面小学校の設置に係る検討結果について



久江統第17号
令和3年3月22日

久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫 様

久喜市立江面第一小学校と久喜市立江面第二小学校の
統合による新校設立準備委員会 委員長 内田 健一

久喜市立江面小学校の設置に係る検討結果について（報告）

春分の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当準備委員会では、令和元年5月27日に発足して以降、標記の件について、学校関係者を代表する委員による熟議を重ねた結果、下記のとおりとなりましたので、久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱第2条の規定に基づき、報告します。

令和3年4月1日に新たな門出のときを迎えます久喜市立江面小学校の教育活動が今後ますます充実することをご祈念いたしますとともに、同校の末永い発展につきまして、従来と変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

○久喜市立江面小学校の設置に係る検討結果について

別添「久喜市立江面小学校の設置に係る検討結果報告書」のとおり

以上

教育長報告力 「久喜市教育委員会表彰について」につきましては、個人情報を含む案件であるため非公開です。

教育長報告キ 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」につき
ましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 教育活動指導員
- 2 幼稚園教諭
- 3 小学校安全監視員
- 4 教育活動看護支援員

教育長報告ク 「久喜市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について」に
つきましては、人事案件であるため非公開です。

